

# 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和6年度予算額 8,389（9,070）百万円の内数】

## <対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**や**経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。

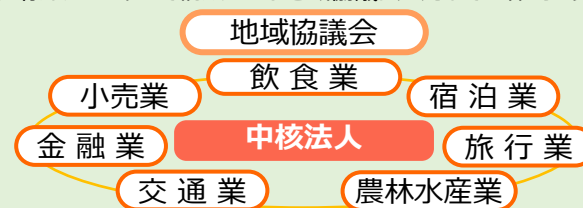
## <事業目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊〔令和7年度まで〕）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



### 1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

#### ① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

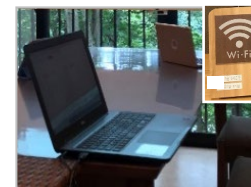
#### ② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外への**プロモーション**、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**ニーズ調査**等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



Wi-Fiの環境整備



専門家の派遣・指導



古民家を活用した滞在施設の整備



### 2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

#### ① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

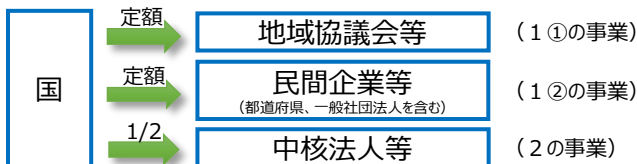
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※）】

（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

#### ② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

## <事業の流れ>



※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030）

# ■ 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち農泊推進型

【令和6年度予算額 8,389 (9,070) 百万円の内数】

○ 農泊の運営主体となる地域協議会等に対して、ソフト・ハード両面から一体的に支援を行う。

## 農泊推進体制

法人化された**中核法人**※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって継続的に取り組む。**

（構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと）

※ 中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

### 地域協議会



### 市町村・中核法人

廃校を活用した宿泊施設  
農家レストラン  
古民家等を活用した宿泊施設

### 地域協議会との連携体

農家民宿・民泊  
※民泊等の経営者が単独で事業を申請することは不可



地域協議会の取組への支援

市町村・中核法人等の取組への支援

## < ソフト対策 >

### 農泊推進事業

新たに農泊に取り組む地域における、体制の整備やコンテンツ造成等の取組に対する支援

<b>農泊地域創出タイプ</b>	農泊をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援 〔ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発等〕	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも500万円/年
------------------	--	---

過去に農泊推進事業等に取り組んだ地域協議会における、新たな取組に対する支援

<b>農泊地域経営強化タイプ</b>	地域協議会内の宿泊・食事・体験等の観光コンテンツの単価引き上げやDX等の生産性向上によるコスト節減等により <b>高付加価値化を目指す新たな取組</b> に要する経費を支援 〔ワークショップの開催、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発、宿泊予約システム、簡易な施設整備等〕	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：事業実施主体当たり助成単価（単年度当たり250万円まで）×上限期間（例：2年間の場合、1年目300万円、2年目200万円）
--------------------	--	--

+

※農泊推進事業と併せて実施すること

### 人材活用事業

<b>研修生タイプ or 専門家タイプ</b>	「地域協議会の事務局業務や観光コンテンツの提供などを担う地域外の人材（研修生）」又は「地域内に無い専門知識を持つ人材（専門家）」の雇用等に要する経費を支援 ※専門家を活用する地域の採択上限数有り	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも研修生タイプは250万円、専門家タイプは650万円等
-------------------------	--	--

## < ハード対策 >

### 宿泊施設等の整備事業

※以下2つの実施形態のうちいずれか

<b>市町村・中核法人実施型</b>	古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストラン等の整備に要する経費を支援	事業実施期間：上限2年間 交付率：1/2 上限：原則2,500万円（国費）
<b>農家民泊経営者等実施型</b>	農家民泊等における小規模な改修に要する経費を支援 ※農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するための整備を行う場合には、1経営者あたり上限100万円を加算	事業実施期間：1年間 交付率：1/2 上限：5,000万円/地域かつ1,000万円/経営者（国費）

○ このほか、国内外へのプロモーション事業を通じた農泊地域の魅力発信を行い、農泊需要の喚起を推進

○令和6年度予算における農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）の支援内容等について

農山漁村発イノベーション推進事業 (農泊推進型)ソフト対策	<b>1. 農泊推進事業</b>		
	<b>1-1. 農泊地域創出タイプ</b>	支援内容	農泊をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費 (ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニューの開発、各種データの収集及びそれらに基づく戦略の策定、戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーション、インバウンド対応のための環境整備 (Wi-Fi、キャッシュレス、多言語対応) 等)
		事業実施主体	・地域協議会 ※ 農泊の中核を担う法人 (株式会社、一般社団法人等) 又は当該法人となる見込みの団体が協議会の構成員であること ・地域協議会以外の場合は以下の団体 (農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者の組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者、特定非営利活動法人)
		交付率等	定額 (上限: 1年目、2年目とも500万円)
		事業実施期間	上限2年間
		<b>1-2. 農泊地域経営強化タイプ</b>	支援内容
		事業実施主体	地域協議会 ※ただし、過去に農泊推進事業を実施し完了した者に限る。
		交付率等	定額 (助成額の上限: 250万円 (年基準額) × 事業期間)
		事業実施期間	上限2年間
	<b>2. 人材活用事業</b>		
	<b>2-1. 研修生タイプ</b>	支援内容	地域協議会の事務局業務や観光コンテンツの提供などを担う地域外の人材 (研修生) を活用する取組 ※専門家タイプと同時実施は不可
		事業実施主体	1の事業を実施している者
		交付率等	定額 (上限: 1年目、2年目とも250万円、ただし、研修手当の月額単価は上限14万円 等)
		事業実施期間	上限2年間
<b>2-2. 専門家タイプ</b>	支援内容	地域内に無い専門知識を持つ者 (専門家) を活用する取組 ※研修生タイプと同時実施は不可 (専門知識の例) (事業計画策定、プロジェクトマネジメント、観光コンテンツ開発、観光プロモーション、旅行商品開発、マーケティング、ICT化指導 等)	
	事業実施主体	1の事業を実施している者 ※ただし、専門家の採択は全国で数地域を年度上限とする	
	交付率等	定額 (上限: 1年目、2年目とも650万円、ただし、月額単価は上限75万円 等)	
	事業実施期間	上限2年間	

農山漁村発イノベーション整備事業 (農泊推進型)ハード対策	<b>3. 市町村・中核法人実施型</b>  <b>4. 農家民泊経営者等実施型</b> ア 旅館業法に基づく営業許可取得に最低限必要な整備 イ 宿泊施設の質の向上のために必要な整備	支援内容	3：古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストランの整備に要する経費（4を実施していないこと） 4：農家民泊経営者等が営む宿泊施設の改修に要する経費（3を実施していないこと） ※ 1施設でアとイを併せ行うことが可能
		事業実施主体	3：市町村、農泊の中核を担う法人、右記の団体 4：地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体 （農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者の組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者、特定非営利活動法人）
		交付率等	3：1/2（上限：原則2,500万円） ※ ただし、古民家等の遊休施設を活用した施設整備で一定の要件を満たす場合は上限5,000万円、市町村所有の廃校等の遊休施設を活用した大規模宿泊施設整備で一定の要件を満たす場合は上限1億円 4：1/2（上限：1地域あたり5,000万円 かつ 1経営者あたり1,000万円）
		事業実施期間	3：上限2年間 4：1年間
	<b>5. 農家民宿転換促進費</b>	支援内容	農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するために要する経費 ※ 4のアを行う場合のみ
		事業実施主体	地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体
		交付率等	定額（上限：1経営者あたり100万円又は4のアの事業費の1/2のいずれか低い額）
		事業実施期間	1年間
農山漁村発イノベーションソフト推進事業 (農泊推進型)ソフト対策	<b>6. 広域ネットワーク推進事業</b> ①都道府県単位の取組 ②全国単位の取組 ③地方農政局単位の取組	支援内容	① 農泊に取り組む地域の都道府県単位でのネットワーク化と農泊に取り組む地域の拡大等に要する経費 農泊の推進に向け、都道府県単位での調査・研究、普及・啓発及びこれらを通じた人と情報のネットワーク構築等の取組であること並びに農泊に取り組む地域の拡大に向け、一定水準の農泊の取組を行っている地域を選定する取組  ②、③ 農泊の魅力を国内外の消費者に発信するためのプロモーション、農泊地域等の経営能力向上のための経営セミナー、農泊地域等における様々な課題を解決するための専門家派遣、農泊の効果分析や取組の成果の横展開のための調査・研究等
		事業実施主体	① 都道府県 ②、③ 民間企業等
		交付率等	① 定額（上限：250万円）  ②、③ 定額（上限額は取組毎に設定）
		事業実施期間	1年間